

ID: 37

担当部署: 都市基盤部 下水道課

処分の概要	排水設備設置義務の免除に係る許可		
法令名 根拠条項	下水道法 第10条第1項ただし書		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】 法第10条第1項ただし書の規定による。 (排水設備の設置等) 第10条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従つて、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設(以下「排水設備」という。)を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。 (1) 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者 (2) 建築物の敷地でない土地(次号に規定する土地を除く。)にあつては、当該土地の所有者 (3) 道路(道路法(昭和27年法律第180号)による道路をいう。)その他の公共施設(建築物を除く。)の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日